

「福岡市 確認申請の手引き」の改正表(H23.12.28)

ページ	場所	旧	新
46	総-11 1. (1)	ただし、平成5年告示第1437号が適用される部分はこの限りではない。	ただし、平成5年告示第1437号が適用される部分(高い開放性を有するカーポートなど)はこの限りではない。